

指名停止措置一覧

令和2年1月9日現在

登録区分	承認番号	指名停止措置業者名	指名停止措置期間	指名停止措置要件及び理由
物品 役務	690 1288	(株)シバタインテック	令和2年1月9日～ 令和2年2月8日	<p>【指名停止要件】 契約違反</p> <p>【指名停止理由】 左記業者については、(株)シバタインテックは、石巻市立病院マスク式人工呼吸器保守業務を元請けとして受託しており、(株)フィリップス・ジャパンヘルスシステムズ事業部は受託者から再委託を受けて当該業務を実施していた。当該業務の履行状況について、平成30年度の業務実績に疑義があり、調査を実施したところ、再委託者の社員が業務が履行されていない状態であるにも関わらず、業務を完了した旨の虚偽の報告書を委託先に提出しており、委託先は虚偽の報告書と見抜く事ができず、本市に対し契約金額全額を請求したものの、このことは、石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱別表「契約違反等」に該当する。</p>
物品 役務	895 1587	(株)フィリップス・ジャパンヘルスシステムズ事業部		<p>【指名停止要件】 契約違反</p> <p>【指名停止理由】 左記業者については、23年災明神漁港海岸保全施設災害復旧工事（工期：平成28年9月3日から平成31年1月31日まで）において、作業員不足や施工体制の整備など請負者側の各種対応が整わず工事が進捗できなかったため、予定工程から大きく遅れてきたところであり、工事期間（平成29年2月から平成30年12月まで）23か月で約15%程度の進捗のみであった（平成30年9月末以降の履行報告書が提出されていない）。 工事の進捗については、口頭や文書で指示をしてきたが、具体的な対応がなされなかった。また、遅延の理由についても、明確な説明がなかった。さらに、平成30年11月に工程表の提出があったが、これまでの進捗状況や、その工程で施工可能と判断できる根拠がないことなど工程管理が不適切であり、工期末日に工事の完成に至らなかった。 このことから、工事請負契約書第47条第1項第2号前段の規定により、工事請負契約の解除となったものの。</p>
工 事	78	(株)カルヤード	令和元年12月5日～ 令和2年12月4日	<p>【指名停止要件】 契約違反</p> <p>【指名停止理由】 左記業者については、23年災明神漁港海岸保全施設災害復旧工事（工期：平成28年9月3日から平成31年1月31日まで）において、作業員不足や施工体制の整備など請負者側の各種対応が整わず工事が進捗できなかったため、予定工程から大きく遅れてきたところであり、工事期間（平成29年2月から平成30年12月まで）23か月で約15%程度の進捗のみであった（平成30年9月末以降の履行報告書が提出されていない）。 工事の進捗については、口頭や文書で指示をしてきたが、具体的な対応がなされなかった。また、遅延の理由についても、明確な説明がなかった。さらに、平成30年11月に工程表の提出があったが、これまでの進捗状況や、その工程で施工可能と判断できる根拠がないことなど工程管理が不適切であり、工期末日に工事の完成に至らなかった。 このことから、工事請負契約書第47条第1項第2号前段の規定により、工事請負契約の解除となったものの。</p>

指名停止措置一覧

令和2年1月9日現在

工 事	151	新東総業(株)	令和元年11月30日～ 令和2年2月29日	<p>【指名停止要件】 契約違反</p> <p>【指名停止理由】 左記業者については、本市発注の石巻工業港運河線道路整備工事及び宮城県発注の門脇道路改築工事において、建設業法第26条第1項に違反し、資格要件を満たさない者を技術者として配置した。このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当することから令和元年10月21日に宮城県から監督処分がなされたもの。</p> <p>このことは、石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱別表「契約違反等」及び「建設業法違反行為」に該当する。</p>
-----	-----	---------	--------------------------	---